

## 第 2 回京丹後市文化財保護審議会 会議録

- 1 開催日時 平成 16 年 7 月 28 日（水）午後 1 時 30 分～午後 4 時 40 分
- 2 開催場所 大宮庁舎 4 階 第 4 会議室
- 3 出席者 田中光浩委員、今村純訓委員、平井久夫委員、糸井秀太郎委員、志水栄一委員、城下圭介委員、増田 馨委員、藤田泰弘委員、岡田鈞治委員、足達礼三郎委員、全員出席  
事務局 引野教育長、水野次長、黒崎課長、吉田補佐、岡林主事、橋本技師

### 4 議 題

- (1) あいさつ
- (2) 京丹後市指定文化財の指定基準（案）について
- (3) 京丹後市の指定文化財の概要について
- (4) 報告  
開発協議と埋蔵文化財包蔵地の指導内容の区分について  
稲葉家調査の概要について  
企画展『発掘された交流のまち - 京丹後市の埋蔵文化財』について

### 5 公開又は非公開の別

公開

### 6 傍聴人の人数

0 人

### 7 要旨

《議事の経緯》

(事務局) ただ今から、第 2 回文化財保護審議会を開催します。

引野教育長あいさつ

4 月から合併した。10 万人以下の都市で文化財保護課を独立して持つ事は難しい。市長の思いは京丹後市を全国に PR すること、そのために 8 月 1 日付けで機構改革の一環としてプロジェクトチームを設置。審議会は文化財のご意見番である。観光と結びつけ新しい町づくりを考える必要がある。

志水会長あいさつ

前回の会議で保留になっていた副会長について、その後の協議で丹後町の増田さんをお願いし、快く引き受けていただいたことの報告。議事に入ります。本日は京丹後市が指定しています文化財のスライド撮影を計画している関係で、レジメの3と4を逆転させていただきます。

京丹後市指定文化財の指定基準(案)について

(会長) 事務局から市指定基準(案)の提案をお願いします。

(事務局) それでは、最初に私の方から指定基準の概要について説明します。京都府指定基準は昭和57年に制定済みである。府指定文化財の指定基準、府登録文化財の登録基準の区分。京丹後市の文化財保護条例施行規則第2条に指定基準の条文があり、市基準を京都府基準及び近隣市町村を参考にして作成するもの。また、「この指定に関し、あらかじめ審議会の意見に基づき、指定基準を定めるものとする」とあるため、基準案についての意見を聞かせていただきたい。

(事務局) 概要説明

(委員) 指定基準の中に、府市民的な共有財産としての価値が認められたものという文言が必要。依遅ヶ尾の風穴の例もあり、地質鉱物の工の項目について風洞穴という表現の方が良い。鳴き砂の浜にある太鼓浜について地質構造調査をして欲しいと考える。

(委員) 太鼓浜についてはボーリングなどの地質調査をしても洞窟はないと考える。

(委員) 数年前に風穴の調査をしてもらったことがあり、洞穴ではないという判断だった。

(委員) 指定基準を見てみると、自然から何から何まで余りにも範囲が広いので、もっと狭い範囲でよいのではないか。

(事務局) 旧町ごとに指定しているものは4月の合併により京丹後市の指定文化財となっている。その中には自然を含めて様々な文化財が指定されている。従って、この基準によっても既存の物件は要件

を満たしていることが必要。

(委員) 市町村の条例の基礎は国の文化財保護法であり、市町村の条例は準拠している。天然記念物についても国の文化財保護法に規定されているために当然、市の条例の中で定めるべきだと考える。

(委員) 市の条例において、文化財保護条例と今回の指定基準との関係について説明願いたい。第2条、4項でいろんな分野のものが定義されている。

(事務局) 今回の指定基準において、第2条の中で4項における項目はあらゆる分野のものが含まれており、指定基準は細かくなっており、分野ごとに整理した。

(委員) 他部署などから指定してほしいという要請がある場合は、どう対応すべきか。

(委員) 議論が少し外れている。自分たちの職務は、あくまで教育委員会の諮問に対して意見を述べるものである。

(事務局) 指定文化財の指定基準について、前文に何々に基づき指定基準を定めるといふ部分が必要だ。

(委員) 府市民的な共有財産として価値があるものとか、趣旨といったものは文化財保護条例の中で明記されている。

(委員) 他の条例がどういう規定の仕方をしているのかということにも関係してくる。

(委員) 洞風穴についても、専門的にみた場合の表現上の問題について検討する必要あり。

(事務局) 洞風穴については、専門的な見地からみた場合の表現の問題があり、指定基準の前文や共有財産としての価値の表現なども、他の条例との整合性の問題もあり検討する。

## 開発協議と埋蔵文化財包蔵地の指導内容の区分について

(事務局) 個人や法人から申請があります宅地開発等の協議に埋蔵文化財の包蔵地が関係することから今年 4 月から 1000 m<sup>2</sup>以上のもので 19 件、また 1000 m<sup>2</sup>以下のもので 6 件、不時の発見 2 件合計 27 件となっており、開発地と遺跡の位置等により A～D2 までの区分を設けて指導している。

## 稲葉家調査について

(事務局) 久美浜の稲葉家の文書調査について報告します。第 2 回調査を 8 月 20 日～23 日に、第 3 回を 9 月 25 日～27 日に計画しています。

## 指定文化財の概要について

(事務局) 京丹後市の文化財をプロジェクターを使用して概要説明

(事務局) 今後の日程について、9 月中に第 3 回の審議会を、また委員の館外視察研修を予定しているので、宜しくお願いしたい。

(会長) 以上を持ちまして第 2 回の審議会を終了します。